

しまねリフォームナビ友の会会則

(名称)

第1条 本会は、しまねリフォームナビ友の会（以下「友の会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、島根県内の住宅リフォーム事業者が一体となって住宅リフォームの推進に向けた事業を展開し、居住水準、住宅の機能、性能の向上のための住宅リフォーム等の円滑かつ的確な実現を図り、もって県民の住生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 住宅リフォームに関する消費者への情報提供及び相談窓口の開設
- (2) 住宅リフォーム事業者の資質の向上を図るための講習会等の開催
- (3) 一般財団法人住まいづくりナビセンターが運営するリフォーム評価ナビ（以下「評価ナビ」という。）の登録・利用の推進
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の各号を満足する者でなければならない。

- (1) 一般社団法人住宅リフォーム推進協議会が定める「住宅リフォーム事業者倫理憲章」を遵守すること。
 - (2) 一般財団法人島根県建築住宅センター（以下「センター」という。）が開催するしまね住宅総合相談員指定講習を受講すること。
 - (3) 一般社団法人島根県建築住宅施策推進協議会の正会員である団体に所属していること。
- 2 本会の会員になろうとする者は、登録申込書（様式1）をセンターに提出し、一般財団法人島根県建築住宅センター理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。
- 3 理事長は、会員を会員名簿に登録し、センターのホームページ等で公開するものとする。

(登録の抹消)

第5条 理事長は、会員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、前条第3項の登録を抹消するものとする。

- (1) 会員から抹消の申し出があったとき
- (2) 前条第1項の要件を満足しなくなったとき
- (3) 本会の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき

(会員の責務)

第6条 本会の会員は、次に掲げる事項を遵守して業務にあたるものとする。

- (1) 県民からの住宅リフォームに係る相談に良心的かつ誠実に対応すること。
- (2) 講習会を積極的に受講するなど、知識や技術力の向上に努めること。
- (3) 評価ナビの積極的な活用に努めること。

(費用負担)

第7条 本会の運営に要する費用は、センターが負担する。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するために、センター内に事務局をおく。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年6月21日から施行する。